

上田市中小企業・小規模企業振興基本条例 骨子案

前 文

上田市は、緑溢れる森林・里山と清らかな水の流れる川に育まれた自然豊かな地域であり、また、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しています。

真田一族発祥の地でもあり、城下町の形成により上田地域は政治・文化の中心、物資の集散地として栄え、明治期以降は養蚕業の発達とともに全国有数の蚕種の生産地となり、全国の蚕糸業を支える「蚕都」として隆盛を極めました。

現在では、蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業等に受け継がれ、輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引していますが、商業、工業、農業、観光のバランスのとれた都市として着実な発展を遂げてきており、特色ある地域の資源を活用しながら、大学等による専門的な分野に対応できる人材の育成や共同研究等の取組も盛んに行われています。

この発展を支えてきたのが地域の中小企業・小規模企業であり、地域に根差した様々な産業を展開し、優れた製品やサービスを提供するとともに、雇用の創出や所得を生み出すことで、地域の経済を牽引する大きな役割を果たしています。

しかし、経済活動のグローバル化による競争の激化、少子高齢化等に伴う後継者不足や人手不足、さらには働き方改革や多様な人材を活用するダイバーシティ、IoTやAI等の進展など、経営環境が急速に変化する中で、中小企業者・小規模企業者は、様々な課題を解決しなければならない状況に直面しています。

このため、上田市が将来にわたり持続的に発展していくためには、中小企業者・小規模企業者による経営の改善及び向上に向けた意欲的な取組に対し、関係する全ての者が連携・協力して支援を行うことにより、その振興を図ることが必要です。

ここに、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の重要性を共有し、その振興に取り組むため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景、趣旨とともに、中小企業・小規模企業の果たしている役割や重要性、中小企業・小規模企業の振興の必要性といった条例全体の考え方を示します。

まず、上田市が発展してきた経緯と、その発展が大企業のみならず、個性豊かな多くの中小企業・小規模企業の協力によってもたらされたものであることについて述べています。

次に、本市が今後も発展していくためには、意欲ある中小企業者・小規模企業者の積極的な事業活動が求められていることを述べ、そのためには中小企業・小規模企業に関係する全ての者が連携・協力する必要があります。

また、中小企業・小規模企業が挑戦し、発展することは、単に経済の発展のみならず、地域の発展や市民生活の向上につながるものであるとの理解の下に、中小企業・小規模企業を取り巻く全ての者が一体となって、中小企業・小規模企業の振興に取り組む決意を宣言します。

第1条 目 的

- 中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例制定の趣旨・目的を簡潔に表現したものです。

この条例は、中小企業・小規模企業振興の基本となる事項を定め、総合的に取組を進めていくことにより、最終的には本市経済の発展と市民生活の向上につなげていくことを目的として定めています。

第2条 定義

① 中小企業者	中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
② 小規模企業者	中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
③ 中小企業関係団体等	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合その他の中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するもの
④ 大企業者	中小企業者及び小規模企業者以外の事業者（金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するもの
⑤ 教育機関等	学校教育法第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関で、市内に校舎等を有するもの
⑥ 金融機関等	銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会

【解説】

この条例において使用する用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明しています。

①「中小企業者」、②「小規模企業者」の範囲は、次の表のとおり、「中小企業者」は「小規模企業者」を含む概念です。

なお、この条例では、個々の経営体について述べる場合は「中小企業者」、中小企業全体を言う場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

※ 中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
④サービス業		100人以下	5人以下

- ③ 「中小企業関係団体等」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で、中小企業の支援を行う幅広い団体を指します。
- ④ 「大企業者」とは、①と②で定義した中小企業者・小規模企業者以外の事業者を指します。
- ⑤ 「教育機関等」とは、学校教育法第1条に規定する学校のほか、職業に必要な能力を育成する機関（長野県立工科短大、上田地域高等職業訓練センター等）を指します。

※ 参考 学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第3条 基本理念

- ① **中小企業**の創意工夫と自主的な努力を促進する。
- ② **中小企業**が地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行う。
- ③ 国、県、市、**中小企業者**、中小企業関係団体等、大企業者、金融機関等、教育機関等の連携の下、市民の協力を得て一体となって推進する。
- ④ 小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、必要な配慮をする。

【解説】

条例で定める中小企業・小規模企業振興の基本的な考え方を定めています。

- ① 中小企業基本法に規定する基本理念^(※)、小規模企業振興基本法に規定する基本原則^(※)に鑑み、中小企業・小規模企業の多様で活力ある発展に向け、中小企業者・小規模企業者自らが積極的に新事業を切り拓くような努力をすることを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取り組みが重要であることを示しています。
- ② 中小企業・小規模企業の振興に関わる全ての者が、「中小企業者・小規模企業者自らは多様な事業活動を通じて地域経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在である」ことを関係者が共通認識することが重要であることを示しています。
- ③ 中小企業・小規模企業の振興に関わる全ての者が、連携・協力して中小企業・小規模企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。
- ④ 小規模企業者が本市において地域社会の担い手として重要な役割を担っているにも関わらず、経営資源の確保が困難であることが多いことに配慮し、必要な措置を講ずることとします。

※ 参考 中小企業基本法 第3条（基本理念）

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

※ 参考 小規模企業振興基本法 第3条・第4条（基本原則）

第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第4条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

第4条 市の責務

- ① 基本理念に基づき、**中小企業**の振興に関する施策を総合的に推進するものとし、その施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行う。
- ② 工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び契約の透明かつ公正な競争に留意しつつ、**中小企業者**の受注機会の確保に努める。
- ③ 市は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会で果たす役割の重要性に鑑み、当該商業及びサービス業の活性化を図るために必要な措置を講ずる。

【解説】

- ① 市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業を取り巻く経済的社会的変化を的確に捉え、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとし、施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うこととします。
- ② 市が発注する工事等では、発注、調達等の対象を適正に分離し、又は分割すること等により、中小企業者・小規模企業者の受注機会の確保に努めることとします。
- ③ 市は、商業・サービス業を担う中小企業者・小規模企業者が防犯活動や環境美化活動など「地域コミュニティの担い手」として重要な役割を果たしていることに鑑み、商業及びサービス業の活性化を図るために必要な措置を講ずることとします。

第5条 **中小企業**の責務

- ① 基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に即応し、その事業の持続可能な成長と発展を図るため、主体的かつ積極的に経営の向上に努める。
- ② 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努める。
- ③ 経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努める。
- ④ 相互に連携を図るよう努める。
- ⑤ 雇用機会の確保、人材の育成とともに、労働環境の整備に取り組むよう努める。
- ⑥ 児童及び生徒に対し、職業体験の機会を提供する等により、勤労観及び職業観の育成に努める。

【解説】

- ① 中小企業・小規模企業の振興においては、基本理念にあるとおり、まず、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力が必要であり、その努力に基づき、事業の持続可能な成長及

び発展、また地域社会の維持及び発展を図るため、経営の向上に努めることを定めます。

- ② 中小企業・小規模企業は、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという社会的責任を自覚し、地域社会の維持・発展に寄与するよう努めることとします。
- ③ 中小企業者・小規模企業者は、経営基盤の強化や経営の革新^(※)に努めることとします。

※ 参考 中小企業基本法第2条第2項

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他

- ④ 中小企業者・小規模企業者は、中小企業全体の活性化を図るため、新たな技術、商品、サービスなどの研究開発における中小企業者・小規模企業者間の連携に取り組むよう努めることとします。また、事業以外にもBCP（事業継続計画）を含む防災関連分野などで連携・協力することについても想定しています。
- ⑤ 中小企業者・小規模企業者は、雇用機会確保、人材育成とともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）など労働環境の整備に取り組むよう努めることとします。
- ⑥ 中小企業者・小規模企業者は、児童及び生徒に対する職業体験の機会の提供などによって中小企業の活動や働くことの大切さを知ってもらうよう努めることとします。

第6条 中小企業関係団体等の役割

- ① 自らの専門性の高い知識を生かし、**中小企業者**の経営基盤の強化及び経営の革新に対して、主体的かつ積極的に取り組む。
- ② 市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める。

【解説】

中小企業関係団体等は、中小企業・小規模企業の振興に向けて、中小企業・小規模企業の意欲ある前向きな取組を後押しする身近な機関であることから、税務、会計、経営、マーケティングなど中小企業者・小規模企業者が抱える様々な経営課題に対し、専門的な立場から中小企業・小規模企業者の経営力の強化に協力するとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力することとします。

第7条 大企業の役割

- ① 中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める。
- ② 市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努める。

【解説】

- ① 大企業は、地域社会や中小企業者・小規模企業者に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めるものです。
- ② 大企業者は、中小企業・小規模企業はもとより市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を通じ、地域内の経済循環を促進し、中小企業・小規模企業の育成及び発展への協力を求めます。

第8条 教育機関等の役割

- ① 教育機関等は、職業に関する理解を深める学習等を通じて、中小企業の事業活動による本市の発展への貢献について理解を促すとともに、地域の次代を担う人材の育成に努める。
- ② 大学等は、研究開発及びその成果の普及における取組を通じて中小企業の成長発展に協力するとともに、中小企業が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組並びに人材の育成に協力するよう努める。

【解説】

- ① 教育機関等は、育成や研究開発といった活動を通じて、中小企業・小規模企業の成長発展に寄与するよう努めるとともに、その発展に寄与する人材の育成を目指すために、中小企業・小規模企業への理解促進に努めることとします。
- ② 大学等は、中小企業・小規模企業と連携した新技術、新商品開発の取組等への協力を求めます。

第9条 金融機関等の役割

- ① 中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて支援するよう努める。
- ② 市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める。

【解説】

中小企業者・小規模企業者が事業活動を行う上で、円滑な資金調達是不可欠なものであり、中小企業・小規模企業の発展を念頭において、経営基盤の強化や経営革新への支援についてより一層の協力を求めます。

第10条 市民の理解と協力

- ① 中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割を理解するよう努める。
- ② 市内で生産され、製造され、又は加工される商品の購入、提供されるサービスの利用等を通じて中小企業の健全な発展に協力するよう努める。

【解説】

- ① 中小企業は様々な商品・サービスの提供や技術の開発・継承のほか、次代を担う人材の育成など、地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしており、このことに対する一般の市民の理解が深まることで、本市経済の更なる発展につながるものと考えます。
- ② 中小企業はもとより市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を通じ、地域内の経済循環を促進し、中小企業の育成及び発展への協力を求めます。

第11条 施策の基本方針

- 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を策定し、実施する。
- ① 生産性の向上及びサービスの効率化により事業の付加価値を高めること。
 - ② 人材の育成、確保、定着及び雇用の創出を促進すること。
 - ③ 円滑な資金調達を推進すること。
 - ④ 産学官連携を推進すること。
 - ⑤ 起業・創業を促進すること。
 - ⑥ 労働環境の改善（働き方改革、ワークライフバランス等）を促進すること。
 - ⑦ 円滑な事業承継を促進すること。
 - ⑧ 振興に資する情報発信を充実すること。
 - ⑨ 地域資源の利活用による産業の活性化及び新事業創出の促進を図ること。

【解説】

基本理念に基づき、市が取り組む中小企業・小規模企業の振興施策の基本的な方針を定めます。

ここで定めた基本方針に基づき、経済的社会的な環境変化に対応しつつ、市が具体的な施策（上田市商工業振興プラン等）を策定し、実施します。

第12条 意見の聴取等

○ 市は、**中小企業**の振興に関する施策の推進に当たっては、**中小企業**をはじめとする関係者の意見を聞く機会を設け、効果的な施策の実施に向けた検討を行う。

【解説】

市が中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するに当たり、中小企業・小規模企業への事業所訪問のほか、関係者の意見を聴く機会を設け、効果的に実施していくことを定めます。

第13条 財政上の措置

○ 市は、**中小企業**の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【解説】

市の責務を果たすにあたって、「施策の基本方針」で掲げた事項を基本とする具体的な施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを明確にするものです。

第14条 委任

○ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

委任の規定は、条例に規定している事項に関して、より詳細な内容を規則、要綱等で定めることを規定するもので、一般的に置かれるものです。